令和元年度『相生市プレミアム付商品券』発行事業実施要項

相生市・相生商工会議所

１．発行の目的　 消費税の引き上げによる住民税非課税世帯・３歳未満の子育て世帯等の消費に与える

影響を緩和することを目的としてプレミアム付商品券を発行する。

２．名　　称　　　　 相生市プレミアム付商品券

３．商品券概要

１）金額等　　　　５，０００円分の商品券を４，０００円で販売する。

（購入対象となる世帯は延べ９千人で、対象者に直接案内を相生市より送付する。）

２) 発行組数　　４４，０００組（２億２，０００万円）

３）券　　種　　　　１，０００円商品券５枚綴り

４）販売期間　　　令和元年９月１日（日）　特別販売日

及び　９月２日（月）　～　令和２年２月１４日（金）の平日　午前９時～午後４時まで

５）販売方法　　　相生市より直接送付案内を受けた対象者が相生市へ購入申請を提出し、購入引

換券の交付を受け、販売所にて現金と引き換えで販売（商品券との交換）を行う。

（本人確認が必要。）

６）　販売時間・場所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月・日 | 時　間 | 場　所 |
| 特別販売日９月 １日 （日） | 午前９時～午後４時 | 相生市役所本館１Ｆプレミアム付商品券窓口 |
| ９月 ２日 （月）～ ２月１４日 （金）の平日 | 相生市役所本館１Ｆプレミアム付商品券窓口相生商工会議所相生郵便局ほか、市内各特定郵便局（相生・旭・那波野・佐方・緑ヶ丘・若狭野・矢野）　計１０カ所 |

７）　商品券の有効期間（使用期間）

令和 元年１０月 １日 （火）～令和 ２年 ２月 ２９日 （土）

◆商品券の利用範囲

一般的な商品（除外品目を除く）の購入、あらゆる各種サービスの提供に利用が可能。

◆利用対象外（取扱できない店舗・事業所）

税金・公共料金（国や地方公共団体への支払い）、出資・金融商品・商品券･ﾌﾟﾘﾍﾟｰﾄﾞｶｰﾄ等の購入、

性風俗営業等業種等は使用対象外とされています。

４．商品券取扱店（商品券を使用できる店舗（事業所）について

１）取扱店の要件

相生市に店舗等を有する事業所で、取り扱いを希望し、相生市及び相生商工会議所が取扱を認めた事業所。（商品券事業に自ら参加する事業者の範囲で使用が可能です。病院等でも利用が可能です。）

２）　取扱店が負担する手数料は無料とする。

３）　取り扱い事業所の申込

　申込方法　相生商工会議所ホームページより、お申し込みください。７月２１日(月) ＜必着＞

相生商工会議所ホームページアドレスhttp：//www.aioicci.jp

４）換金方法：　「換金申込書」に必要事項を記入し、かつすべての「商品券」裏面に取扱店名を記入したうえで、

指定の交換日に相生商工会議所まで持参。枚数確認後、みなと銀行小切手（銀行渡付）を発行する。

換金日

ア）換金額が３０万円未満の場合、

毎月第１・第３金曜日を基本とします。

|  |  |
| --- | --- |
| １０月 | ４日（金）　 １８日（金） |
| １１月 | １日（金）　 １５日（金） |
| １２月 | ６日（金）　 ２０日（金） |
| １月 | １０日（金）　 １７日（金） |
| ２月 | ７日（金）　 ２１日（金） |
| ３月 | ６日（金） 　１９日（木） |

イ）換金額が３０万円以上の場合、

３月１９日（木）までに、その都度調整し、相生商工会議所で受付する。

（事前に換金希望日を連絡の事　相生商工会議所　ＴＥＬ　０７９１-２２-１２３４）

※その他注意

①換金時間は換金日の９：００～１６：００とする。

②換金の際は「換金申込書」に記入の上、商品券と一緒に相生商工会議所に提出のこと。

その際、換金申込書の事業所名は取り扱い申込書に記載の事業所名と同一とすること。

③商品券換金時に発行された小切手は、令和２年３月末日までに必ず申込人の預金口座に入金

すること。

５．取扱店の公表・周知

①取扱店については、取扱店一覧を作成し、広報あいおい８月号で配布するとともに、相生商工会議所及び相生市ホームページに掲示する。

６．その他、　商品券事業の詳細

商品券事業の詳細、取扱店の申し込みについては、　相生商工会議所ホームページ掲載のとおり

相生商工会議所ホームページアドレス　<http://www.aioicci.jp>

本件担当　相生商工会議所　　　　TEL　０７９１－２２－１２３４

　　　　　　　相生市　地域振興課　 TEL ０７９１－２３－７１３３